

画●アカツキウオーカー

例えばこう説明



事務ミス防止に有効！

手続きに関する説明ポイントを理解しよう

事務の正確な遂行の前提になる説明ポイントをトーク例とともに解説します。

①～⑤ 高星 敏朗
⑥～⑪ 井上 昌美
日本マネジメント協会 (関西)

1 普通預金口座開設にかかわる説明ポイント

普 通預金は、法人・個人を問わず利用できることができ、定期預金と違って期間の定めがなく、1円以上から預入れ・払出しができる預金です。口座振替やクレジットカード決済口座、給与や年金振込などの受入口座として利用できるのも「財布・家計簿代わり」に使える便利な預金といえます。

普通預金口座の開設申込みでは当座勘定取引と違って、信用状態の調査などを行わずに応じるのが原則です。一方で、犯罪収益移転防止法(犯収法)に基づく取引時確認、外国口座コンプライアンス法(FATCA)およびCRSに関する手続き、反社会的勢力に該当しないことといった各種確認作業を行う必要があります。

開設の申込みを受ける際は、自庫所定の申込書兼印鑑票へ、お客様の氏名・住所の記入と届出印の押捺を受け提出してもらいま

よう。申込書兼印鑑票は、お客様の口座開設申込の意思表示を証明する証拠となるものですので、お客様自ら記入してもらいます。

お客様が新規取引先の場合は、取引時確認等が必要です。外国PEPsの確認を自己申告の方法で行っている金融機関では、所定の用紙に記載してもらいます。

取引時確認への理解を得つつ通帳と名前の確認も忘れず

先述のとおり、お客様にはまず申込書兼印鑑票へお客様自ら記入してもらいます。印鑑票に押捺された届出印は、口座開設後に行う様々な取引において印鑑照合する際に利用します。浸透印(シヤチハタ)や摩耗している印章は確実な照合ができないため、届出印としてはふさわしくありません。

次に金融機関の対応です。お客様から公的書類を提示してもらい、取引時確認(本人特定事項の確認)をします。次にCRSやFATCAおよび反社会的勢力でないことの表明・確認について、所

定の用紙を利用してお客様からエック・署名等をしてもらいます。その際には、確認や申告が求められる背景について説明し、納得してもらおうにしましょう。

個人預金口座のマイナンバー付番について、2021年9月現在、お客様からの申告は任意となっています。説明をして理解を得られたらマイナンバーカード等の書類を提示してもらい、個人番号を取得します。

その後、口座開設申込書などから顧客データを登録します。登録に際しては入力相違がないよう何度も確認する必要があります。

顧客データの入力後、口座開設のオペレーションをして通帳を作成します。作成した通帳の記載内容と申込書の記載が一致していることを確認します。

口座開設のお礼の言葉とともに、名前と一緒に確認しながら、お客様に通帳を返却します。キャッシュカードの申込みがあった場合には、カードがいつ頃届くかの説明も付け加えましょう。